

第三セクター、地方公社及び公営企業の 抜本的改革の推進について(概要)

平成 20 年 12 月
債務調整等に関する調査研究会

1. 基本的考え方

- ・ 地方公共団体が、自らの決定と責任の下、第三セクター及び地方公社（以下「第三セクター等」という。）の抜本的改革を推進し、もって、地方財政規律の強化に資することが極めて重要。
- ・ 地方公共団体は、健全化法の施行も踏まえ、先送りすることなく早期に改革に取り組み、将来負担の明確化を図った上で、その計画的な削減に取り組む必要。
- ・ 総務省は、地方公共団体に取り組む第三セクター等の抜本的改革を促進するため、実効性のある指針を策定するとともに、必要な支援措置を講じるべき。

2. 抜本的改革の推進

- ・ 抜本的処理策の必要性の検討に当たっては、事業の意義、採算性、事業手法の選択等について、可能な限り広範な検討を行い、最終的な費用対効果を基に、判断すべき。
- ・ 議会・住民に対し、事業採択から現状に至った経緯、経営の責任、経営悪化の原因について明らかにするとともに、最善と考えられる方法を選択していることを特に説明すべき。
- ・ 債務調整に当たっては、法的整理や私的整理ガイドライン等一般に公表された債務処理の準則等の活用を図ることが適当。
- ・ 処理策において、新たな損失補償等を行うべきではない。

3. 推進のための支援策

- ・ 前記2. を踏まえて行われる第三セクター等の整理(売却・清算)又は再生を促すため、債務処理のため特に必要となる経費について、時限的に地方債の特例措置等を講じるべき。
その際、地方公共団体は、議会の意思の確認及び当該地方債償還に係る対応策に留意することが適当。
 - ① 集中的な取組を促す観点から、最大で5年程度の時限措置
 - ② 改革の実効を上げるとともに、地方公共団体等のモラルハザードを回避する観点から、実態を踏まえ、対象経費を検討
 - ③ 後年度に発生する利子負担の一部については、必要に応じて交付税措置
- ・ 国の施策に関連して設立された第三セクター等に関しては、関係省庁はその改革に積極的に協力すべき。

4. 第三セクター等の今後の経営健全性確保策

- ・ 第三セクター等の経営に当たっては、独立した事業主体として自らの責任で事業が遂行されるものであり、経営者の職務権限や責任を明確にしておくべき。
- ・ 第三セクター等が経営破たんした時には、当初予期しなかった巨額の債務(財政負担)を負うリスクもあることから、特別な理由がある場合以外は新たな損失補償は行うべきではない。
- ・ 会計基準の徹底、監査の活用、情報開示の強化

5. 公営企業に係る改革

- ・ 公営企業についても、第三セクター等の改革に準じた取組みを行い、地方公共団体の財政の健全化を進めていく必要。
- ・ 改革推進のため、時限的に地方債の特例措置等を講じるべき。
- ・ 経営状況等をよりの確に把握できるよう、公営企業会計基準の見直し、各地方公共団体における経費負担の考え方の明確化等、所要の改革を行うべき。